雇用開発ひょうご

第164号
2023.7

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

さんだし 三田市からの発信

表紙の写真…新宮 晋「風のミュージアム」

風のミュージアムとは、三田市在住で風や水で動く作品で知られる彫刻家 新宮 晋が兵庫県に寄贈した「里山風車」と風で動く12点の彫刻が、兵庫県立有馬富士公園の休養ゾーンに常設展示される野外ミュージアムです。これは、新宮晋の作品を一同に見ることの出来る、世界で初めての野外ミュージアムでもあります。それぞれが風を受けて優雅に舞い、目には見えない自然のリズムを感じさせてくれます。

お問い合わせ：新宮アトリエ
電話：079-568-3737

お問い合わせ：兵庫県立有馬富士公園
電話：079-562-3040

三田市はこんなまち

三田市は、兵庫県の南東部に位置しています。東西約20km、南北約18kmの総面積210.32㎢であり、地図上で丸い形に見えることが特徴です。北は丹波篠山市、東は宝塚市や猪名川町、南は神戸市、西は加東市や三木市に接しています。

三田市には、三田牛・三田米をはじめとする数々の美味しい食べ物や、三田青磁のような伝統工芸品があります。手を伸ばせばすぐ傍に、四季折々の表情を見せる豊かな自然もあります。また、大阪・神戸へのアクセスの良さも三田の魅力の一つとなっています。

そんな「魅力がたくさんだ、三田」に是非訪れてみてはいかがでしょうか。

＊三田市のInstagram
「さんだスマイル【兵庫県三田市公式】」もよろしくお願いします。

三田まつり

例年８月の第一土曜日（令和５年は８月５日（土））に三田まつりが開催されます。今年は待ちに待った花火が４年ぶりに三田の夜空に打ちあがります。

第１回三田まつりが行われたのは昭和53年にさかのぼります。三田まつりは、昭和、平成、令和へとたくさんの人に愛されながら受け継がれてきました。

ぜひ、三田まつりに来ていただき令和５年夏の思い出をつくって下さい。

お問い合わせ：
三田市地域共創部 市民協働室 協働推進課
三田市地域共創部 産業戦略室 まちのブランド観光課
電話番号：079-563-1111（代表）

千丈寺湖

千丈寺湖は、豊かな自然に囲まれた青野ダムの人造湖です。素晴らしい景色の千丈寺湖の周りで、ウォーキングやランニング、サイクリングなどをして身体を動かすと、とても爽やかな気持ちになります。また、千丈寺湖の周辺には、小野公園、下青野公園、加茂山第一公園、ダムサイド公園など、多数の公園があります。バーベキューをすることができる場所や、ボート・カヌーの乗り入れが可能な場所もあります。マナーを守りながら楽しみましょう。

心月院

心月院は、三田藩主・九鬼家の菩提寺であり、境内には九鬼家の墓所や関連資料があります。初代三田藩主・九鬼久隆が1633年に鳥羽より移封したという歴史に由来し、現在、三田市と鳥羽市は友好都市を結んでいます。また、白洲家に関する資料も豊富で、三田の歴史を堪能することができます。

美しい日本庭園や、書道教室、企画展示などもあり、寺院や歴史が好きな人だけではなく、多くの方が様々に楽しめる寺です。

お問い合わせ：心月院
電話：079-562-4310

人と自然の博物館

人と自然の博物館は、「人と自然の共生」というテーマを掲げた博物館です。館内には、200万点を超える動物や、昆虫、植物、鉱物、岩石、化石などの標本や資料があり、子どもから大人まで夢中になれる空間です。

また、令和４年10月29日には、開館30周年を記念してコレクショナリウムが新しくオープンし、更なる進化を続けています。

天候に関わらず楽しむことができる点も大きな魅力です。

お問い合わせ：兵庫県立 人と自然の博物館
電話: 079-559-2001

＜お問い合わせ＞

三田市役所　産業政策課
TEL：079-559-5085

一般社団法人　三田市観光協会
TEL：079-561-2241

もくじ

表紙写真	三田市の風景	
表紙裏	三田市からの発信	
もくじ		1
新旧理事長挨拶	理事長退任のご挨拶・理事長就任のご挨拶	2
理事会・評議員会開催報告	令和５年度　第１回理事会開催	3
	令和５年度　定時評議員会開催 理事長挨拶　令和４年度事業実施概況 評議員・理事長等の交代 貸借対照表・正味財産増減計算書	
地域協会/協議会事務局長会議報告	令和５年度 地域雇用開発協会/雇用対策協議会 事務局長会議 開催	8
障害者雇用拡大支援事業	トピックス　今年度の主な活動予定	9
ひょうご・しごと情報広場	トピックス　(ひょうご・しごと情報広場) 「ひょうご応援企業」の登録企業募集中！	10
	トピックス　(若者しごと倶楽部) 「企業見学･魅力発見講座」にご協力いただける企業を募集しています	11
中小企業合同研修等支援事業	トピックス　「キャリアセミナー」を行いました 「企業出張セミナー」について	12
中小企業奨学金返済支援制度事業	トピックス　中小企業就業者確保支援事業について (兵庫型奨学金返済支援制度)	13
人事よろず相談室	産後パパ育休とはどのような制度？	14
障害者雇用支援関連機関活動紹介	阪神北障害者就業・生活支援センターの活動について	15
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団　総合リハビリテーションセンター 能力開発部長兼職業能力開発施設所長・あけぼのの家所長より一言	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 能力開発部長兼職業能力開発施設所長・あけぼのの家所長が思う 「知的障害者への就労支援①」	16
兵庫労働局からのお知らせ	障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について	18
	人材開発支援助成金を利用しやすくするため令和５年４月１日から制度の見直しを行いました	20
	役に立つ最近の雇用情勢（求人倍率データ）	21
協会からのお知らせ・編集後記	兵庫県内地域協会/協議会･協会７月～９月予定表　編集後記	22
裏表紙裏	地域雇用開発協会／雇用対策協議会　暑中お見舞い	
裏表紙	公益財団法人 産業雇用安定センターの広告	

理事長退任のご挨拶

一般財団法人　兵庫県雇用開発協会
前理事長　**塚本晃彦**
（在任期間：令和元年６月
～令和５年６月）

今回、令和元年６月に就任した理事長を退任する事となりました。一言ご挨拶を申し上げます。

「雇用」については多言を要しません。個人にとっては人生の色合いに大きく関わりますし、社会にとっては経済動向を左右する大きな因子です。（一財）兵庫県雇用開発協会はそんなミクロ、マクロの両面における大事に永年携わって来ました。それらを束ねる難役を４年前にお引き受けし、以降微力ながら精一杯の尽力を重ねて来たものの、果たして何処まで負託に応えられたか。真摯に自問して慙愧に堪えないと言うのが今の率直な気持ちです。一方、この間会員の皆様をはじめ各地域の協会・協議会、関係行政機関並びに協会役員、評議員の皆さまには多くのご指導とお力添えを頂きました。心から感謝申し上げます。

在任期間を顧みますと、その殆どを新型コロナウイルスに翻弄されたと言う印象を持ちます。経済雇用情勢が厳しさを増す中で、就職氷河期世代を含むミドル・シニア世代の就労相談窓口の開設やバーチャル合同企業説明会等のマッチング機会の拡充のほか、新たに在籍型出向等を支援する求人開拓に取り組むなど、未曽有の状況下での機動的な対応が何より求められました。一方で、対面業務を中心にいろんな活動に制約を受け、非常に難しい運営を迫られたものです。

さて、いよいよコロナ後となりました。人手不足感の高まる中、若年者や高齢者、障害者、女性、外国人労働者を含む多様な人材が活躍できる環境の整備が益々求められています。当協会に寄せられる期待は高まっていますが、活動への制約もなくなった今協会はこれに積極的な貢献を果たして行かねばなりません。

こうした重要な時期に、新しく理事長に就任された岩﨑氏は、企業経営や労務管理に幅広い知識と深い造詣、経験を持ち、今後の協会をリードするに最適任の方です。協会が新理事長の下に団結され、ミクロ、マクロ両面でのより意義ある雇用を実現されますよう祈念いたします。有難うございました。

理事長就任のご挨拶

一般財団法人　兵庫県雇用開発協会
理事長　**岩﨑有恒**
（就任：令和５年６月）

この度、塚本晃彦前理事長の後を受け、理事長の重責を担うこととなりました。身の引き締まる思いです。

翻って、塚本前理事長には4年に亘って、雇用をめぐる多くの課題に正面から対峙し、卓越した指導力の下に協会運営にご尽力いただきました。とりわけコロナ禍で社会環境が激変する中にあって、求職者への就労相談体制の強化やマッチング機会の拡充を図るとともに、雇用維持に向けた在籍出向等の支援にも精力的に取り組まれ、多大な貢献をされましたことに深く敬意を表する次第です。

私は、これまで会社生活の大半を人事労働関係や総務を中心とした業務に携わってまいりました。人を大切にすることが働く人の幸せに通じることはもちろん、経営にとっても大変重要であることを実感しております。このような人を大切にするという思いを強く持ちながら、協会運営に貢献することが出来れば、と考えております。

さて、ポストコロナ時代を迎え、社会のデジタル化をはじめ雇用を取り巻く環境が大きく変化し、働く人の価値観も多様化する中にあって、これまでの経験も活かしながら、当協会の重点課題である「若年者の雇用確保」、「中・高齢者の就労促進」及び「障害者の雇用拡大」に積極的に取り組むとともに、人手不足感が強まる中、中小企業の人材確保にも資するよう事業を展開してまいりたいと考えております。

微力ではありますが、県民の雇用の安定を支え、県内産業の発展に寄与するという当協会の使命を果たすべく、全力で取り組む決意です。

兵庫労働局、兵庫県等の関係行政機関をはじめ、各地域の雇用開発協会・雇用対策協議会、会員企業、関係団体の皆様のご理解とご支援を宜しくお願い申し上げます。

令和５年度 第１回理事会及び定時評議員会開催

～令和４年度事業報告と令和４年度決算について審議し、承認されました～

●第１回理事会
日　時：令和５年６月６日（火）
場　所：ＨＤＣ神戸５Ｆ　ＨＤＣスタジオ
出席者：理事　７名、監事　１名
審議事項：
１）令和４年度事業報告について
２）令和４年度決算について
３）令和５年度定時評議員会の招集について

●定時評議員会
日　時：令和５年６月28日（水）
場　所：神戸ｸﾘｽﾀﾙﾀﾜｰ3階 ｸﾘｽﾀﾙﾎｰﾙ
出席者：評議員　８名、監事　１名
審議事項：
１）令和４年度事業報告について
２）令和４年度決算について
３）評議員の選任について
４）理事の選任について

●各理事による書面決議
（令和５年６月28日付）
審議事項：
１）理事長及び常務理事の選定について
２）事務局次長の任命について

■塚本理事長挨拶（要旨）

この３年余りにわたり翻弄され続けた新型コロナは、感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ扱いに引下げられ、徐々にコロナ前の日常生活に移行していく中で、我が国経済も着実な回復軌道を取り戻しつつある。

一方、ウクライナ情勢は終結に向けた道筋は今なお見通せず、エネルギー・資源高騰等による経済活動への大きな影響は、当分の間避けがたいものとして認識しなければならない。

【経済概況】

今年１月～３月期の実質ＧＤＰの速報値は、前期比0.4％増で３四半期ぶりのプラス成長を達成し、この結果2022年度の実質ＧＤＰは前年度比1.4％増と２年連続のプラス成長となったが、実額ベースで547兆円と、今もコロナ前の水準を下回っている。

５月の「月例経済報告」では、景気の基調判断を「緩やかに回復している」と上方修正したが、「回復」の表現は、コロナ禍前の2020年２月以来３年３カ月ぶりである。

また、日銀総裁交替後も、当面は政策を維持し金融緩和を継続する方針が出たことから、株式市場等もこれを好感している。さらに春季賃上げ交渉は、大企業中心に見る限り相当な勢いで、中小企業の結果は出そろっていないが、大きな手応えを感じている。

雇用・所得環境が改善する中で、今の回復基調は先行きも続くものと期待される。一方、世界の状況は、金融引締めが続く中で景気の下振れが懸念されており、我が国の景気を下押しするリスクもあり、物価上昇、金融資本市場の変動等の状況を引き続き注視していく必要がある。

【雇用情勢】

全国の令和４年度平均の有効求人倍率は1.31倍で、前年度に比べ0.15ポイント上昇した。直近４月では1.32倍と前月から横ばいで推移しており、物価高の影響で建設業や製造業で新規の求人が減り続けていることが改善しない一因とみられる。県内の状況は、令和４年度平均では1.03倍で、前年度比で0.09ポイント上昇し、４月も1.03倍と４カ月ぶりに上昇に転じたが、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。

全国の令和４年度平均の完全失業率は2.6％で、前年度より0.2ポイント低下しており、また、４月の状況は、就業者数が前月に比べて13万人増加した一方、完全失業者が15万人減少したことから、2.6％と３カ月ぶりに改善している。

今春卒業した大学生の就職率は、４月１日現在97.3％と前年同期比1.5ポイント上昇し、コロナ前の水準に戻りつつある。また、来春卒業予定者の内定率は、民間就職支援機関の調査では、５月15日時点で72.1％と、企業の採用意欲が高まる中で、早期選考の加速が鮮明になっている。

令和４年度の取り組み
【若年者の雇用確保】

「ひょうご・しごと情報広場」において、就職相談やキャリアカウンセリングを実施するとともに、県内企業への就職促進を目的として、新たに「高校生向け企業の出前講座」の開催や、「就活Webトーク」の運営、神戸市「中小企業奨学金返済支援制度」の

補助対象事業所の拡充等により人材の確保・定着の支援に努めた。

【中・高齢者等の就労促進】

「ひょうご・しごと情報広場」において、就職氷河期世代を含む「ミドル世代」や高齢者等の「シニア世代」を対象とする専用の就労相談窓口を設け、きめ細かな個別支援を実施したほか、高齢者を短時間雇用する企業の開拓に努めるなど、多様な働き方の創出を支援した。

【障害者の雇用拡大】

法定雇用率の達成に向け、障害者雇用優良事業所等の表彰をはじめ、障害者の雇用促進セミナーやワークショップの開催などを通じた啓発に力を入れるとともに、専門的アドバイザーの派遣や助成制度の活用を通じて、新たに特例子会社1社の設立が図られたほか、３回目となる「ひょうご障害者ワークフォーラム」については、年々出展企業を増やす中で、500名を超える来場者があり、障害者雇用に対する関心の高まりが伺えた。

令和５年度の取り組み

若年者については、「ひょうご・しごと情報広場」を拠点として、引き続き合同企業面接会や「就活Webトーク」を開催するとともに、高校生向けの出前講座を開催する。また、中小企業の人手不足感が高まる中、従業員の負担軽減措置を大幅に拡充した、新たな「兵庫型奨学金返済支援制度事業」について、地域協会・協議会等の協力を得ながら、積極的なＰＲに努め、人材の確保・定着を支援していく。

さらに、就職氷河期世代を含む「ミドル世代」や「シニア世代」に対する就労相談窓口における支援プログラムの充実に努めるとともに、令和６年４月からの障害者の法定雇用率の引上げを見据え、企業訪問等による相談助言や、企業見学会、「障害者ワークフォーラム」の開催、特例子会社等の設立支援などを通じて、更なる雇用拡大につなげていきたい。

引き続き四囲の状況を注視しつつ、誰もが元気で働き続けることの喜びが実感できる社会の実現に向け、関係機関と緊密に連携を図りながら、諸事業を精力的に展開していく所存であり、ご理解とご協力をお願いする。

■令和４年度事業の実施概況

（Ⅰ）若年者の雇用確保

１　ひょうご・しごと情報広場事業

(1) 若者しごと倶楽部（ジョブカフェ）事業

若年求職者に対してキャリアカウンセリングや就活トレーニング等を通じ就職活動を支援するとともに、ＵＩＪターン就職に役立つ情報提供、人材流出防止や職場定着を支援するセミナー等を実施したほか、「若年者就職面接会」の開催等により中小企業の人材確保を支援した。

(2) 広報・情報提供事業

求職者に対し就職活動や能力開発に関する総合的な相談に応じ助言・情報提供を行うとともに、インターネットによる就職支援システム「ひょうご・しごと支援ネット」を運営したほか、就職支援セミナー等を開催した。

(3) ニート就労支援ネットワーク事業

ニート等の若年無業者の就労をめざし、県内各地の若者サポートステーション等の支援機関と連携して、自立就職支援セミナー・就職意識啓発セミナーを実施するとともに、各支援機関が実施する就業体験・ボランティア体験事業を支援した。

(4) ひょうご応援企業就職支援事業

兵庫県で就職を目指す若者を積極的に採用しようとする企業を登録し、ホームページ等で広く紹介するとともに、就職面接会・企業説明会の開催や就活Webトーク等の実施により、若年者と県内企業との出会いの機会を創出した。

(5) 在籍型出向等支援事業

新型コロナウイルス感染症により一時的に雇用の維持が難しい事業主から、人手不足の状態となっている事業主へ人材を期間限定で派遣等を行うため、求人情報の募集・登録を行い、求人サイトを運営するなど、雇用継続を図る取組みを支援した。

２　中小企業合同研修等支援事業

大学等におけるキャリアセミナーや、ハローワーク等と連携した就職面接会・企業説明会を実施するとともに、新たに高校生を対象に企業の経営者等による出前講座を開催したほか、新入社員等モチベーションアップセミナーの実施等により、中小企業の人材確保と職場定着を支援した。

３　中小企業奨学金返済支援制度事業

中小企業の人材確保及び若年者の県内就職・定着を図るため、「中小企業奨学金返済支援制度」について様々な機会を通じて県内企業への広報に努めるとともに、制度導入企業に対して補助金の支給を行った。また、神戸市内に本社がある企業に対しては、上乗せ補助の対象となる事業所を拡充し、活用促進に努めた。

（Ⅱ）中・高年齢者等の就労促進

１　ひょうご・しごと情報広場事業

(1) ミドル世代就労支援事業

ミドル世代就労相談窓口において、就職氷河期世代を含むミドル世代の求職者に対し、個々の就職準備段階に応じた、きめ細かなキャリアカウンセリングを実施した。

(2) シニア世代就労支援事業

シニア世代就労相談窓口において、就労意欲のあるシニア世代の相談に対応するとともに、シニア世代の短時間雇用企業を開拓するなど、個々のライフスタイルや能力に応じた働き方を支援した。

（Ⅲ）障害者の雇用拡大

１　障害者雇用拡大支援事業

障害者雇用に関する企業への訪問相談を実施するとともに、障害者雇用促進セミナー、事業主支援ワークショップに加え、先進企業等の取組みを紹介する障害者ワークフォーラムを開催した。また、ホームページ、ガイドブック等による各種支援サービスを紹介や、コロナ禍における障害者雇用への影響調査

等を実施した。

2　特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業
　特例子会社・事業協同組合の設立や雇用拡大に係る助成制度について、広報に努めつつ、企業等の取組みを支援したほか、アドバイザーによる設立相談を実施した。

（Ⅳ）雇用管理改善事業
1　高年齢者等雇用促進啓発事業
　高年齢者の雇用を促進するため、機関誌、ホームページ等を活用して啓発広報を行うとともに、雇用支援トータルアドバイザーによる「セカンドライフセミナー」を開催した。

2　障害者雇用定着促進啓発事業
「障がい者雇用フェスタひょうご2022」において障害者雇用優良事業所等を顕彰するとともに、先進的な取組み事例の発表等、障害者雇用を促進するセミナー等を開催したほか、障害者雇用支援ネットワーク会議等を通じて関係機関との連携を強化した。また、当協会において障害者の職場実習を受け入れ、本格就労に向けた支援を行った。

3　広報活動事業
「雇用開発ひょうご」の発行やインターネットの活用を通じて、会員企業や関係機関に情報を提供するとともに、各種事業や法人運営に関する広報活動を積極的に展開した。

4　地域活動助成事業
　県内市・町の協力を得て、各地域の雇用開発協会・雇用対策協議会の活動に対し助成を行った。

5　関係機関との連携強化
　県内各地域の雇用開発協会・雇用対策協議会との連携強化のための事務局長会議の開催や、各団体が実施する各種の事業の共催・協力・後援など必要な支援を行うとともに、兵庫労働局や兵庫県など行政機関をはじめ、兵庫県経営者協会など事業主団体との連携により、効率的・効果的な事業運営に努めた。

●評議員の交代

	辞任		選任	
職名	氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
評議員	林（ハヤシ）　直樹（ナオキ）	兵庫県経営者協会 専務理事 （令和５年５月退任）	岸（キシ）　敏幸（トシユキ）	兵庫県経営者協会 専務理事 （令和５年５月就任）
	冨田（トミタ）　行保（ユキヤス）	（一社）神戸経済同友会 常務理事・事務局長 （令和５年５月退任）	岩倉（イワクラ）　是広（コレヒロ）	（一社）神戸経済同友会 常務理事・事務局長 （令和５年５月就任）
	藤井（フジイ）　克祐（カツユウ）	尼崎経営者協会 専務理事 （令和５年５月退任）	宮内（ミヤウチ）　雅也（マサヤ）	尼崎経営者協会 専務理事 （令和５年５月就任）
	酒見（サカミ）　直俊（ナオトシ）	姫路経営者協会 管理部副参事	網干（アボシ）　茂樹（シゲキ）	姫路経営者協会 事務局長
	増田（マスダ）　秀樹（ヒデキ）	兵庫県町村会代表 稲美町経済環境部長 （令和５年４月異動）	林（ハヤシ）　秀樹（ヒデキ）	兵庫県町村会代表 稲美町経済環境部長 （令和５年４月就任）

任期：令和５年６月28日から令和６年度定時評議員会の終結の時まで

●理事長等の交代

	辞任		選任	
職名	氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
理事長	塚本（ツカモト）　晃彦（アキヒコ）	兵庫県経営者協会副会長 ㈱神戸製鋼所顧問 （令和５年５月退任）	岩﨑（イワサキ）　有恒（ユウコウ）	兵庫県経営者協会副会長 ㈱神戸製鋼所顧問 （令和５年５月就任）
常務理事	橋本（ハシモト）　一司（カズシ）	(一財)兵庫県雇用開発協会 事務局次長	服部（ハットリ）　恵三（ケイゾウ）	(一財)兵庫県雇用開発協会 若年者就業支援課長
理　事	福島（フクシマ）　孝一（コウイチ）	加古川公共職業安定所管内 雇用対策協議会会長 （令和５年５月退任）	釜谷（カマタニ）　和明（カズアキ）	加古川公共職業安定所管内 雇用対策協議会会長 （令和５年５月就任）

任期：令和５年６月28日から令和６年度定時評議員会の終結の時まで

貸　借　対　照　表

令和５年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	33,818,609	29,376,522	4,442,087
未収金	14,751,512	18,963,473	▲ 4,211,961
前払金	634,592	688,896	▲ 54,304
立替金	140,390	0	140,390
流動資産合計	49,345,103	49,028,891	316,212
２．固定資産			
（1）基本財産			
投資有価証券	35,180,225	35,195,340	▲ 15,115
基本財産合計	35,180,225	35,195,340	▲ 15,115
（2）特定資産			
什器備品	0	1,728,000	▲ 1,728,000
什器備品減価償却累計額	0	▲ 1,440,000	1,440,000
特定資産合計	0	288,000	▲ 288,000
固定資産合計	35,180,225	35,483,340	▲ 303,115
資産合計	84,525,328	84,512,231	13,097
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	13,860,782	13,721,251	139,531
未払消費税等	1,573,518	2,941,031	▲ 1,367,513
預り金	1,363,517	1,525,385	▲ 161,868
仮受金	0	28,486	▲ 28,486
流動負債合計	16,797,817	18,216,153	▲ 1,418,336
負債合計	16,797,817	18,216,153	▲ 1,418,336
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
県出捐金	10,000,000	10,000,000	0
市町出捐金	10,000,000	10,000,000	0
民間出捐金	10,150,000	10,150,000	0
県補助金	0	288,000	▲ 288,000
指定正味財産合計	30,150,000	30,438,000	▲ 288,000
（うち基本財産への充当額）	(30,150,000)	(30,150,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(288,000)	(▲ 288,000)
２．一般正味財産	37,577,511	35,858,078	1,719,433
（うち基本財産への充当額）	(5,030,225)	(5,045,340)	(▲ 15,115)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	67,727,511	66,296,078	1,431,433
負債及び正味財産合計	84,525,328	84,512,231	13,097

正味財産増減計算書

令和４年４月１日～令和５年３月31日まで

（単位：円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（1）経常収益			
基本財産運用益	[125,485]	[125,485]	[0]
基本財産受取利息	125,485	125,485	0
受取会費	[7,075,000]	[6,875,000]	[200,000]
受取賛助会費	7,075,000	6,875,000	200,000
事業収益	[141,751,254]	[162,276,857]	[▲ 20,525,603]
若年者地域連携事業受託収益	18,436,400	18,684,713	▲ 248,313
ひょうご･しごと情報広場事業受託収益	76,583,519	78,197,521	▲ 1,614,002
ﾆｰﾄ就労支援ﾈｯﾄﾜｰｸ事業受託収益	632,971	599,163	33,808
短期職場体験就業事業受託収益	0	15,696,469	▲ 15,696,469
ひょうご応援企業就職支援事業受託収益	8,821,005	8,872,649	▲ 51,644
神戸市就労支援事業受託収益	7,743,990	7,743,209	781
中小企業奨学金返済支援制度事業受託収益	9,200,560	8,973,660	226,900
障害者雇用拡大事業受託収益	9,930,430	10,123,976	▲ 193,546
緊急対応型雇用創出事業受託収益	10,402,379	13,385,497	▲ 2,983,118
受取補助金等	[58,316,254]	[49,323,893]	[8,992,361]
受取県補助金	(44,295,658)	(35,711,446)	(8,584,212)
法人会計運営補助金	3,284,000	3,284,000	0
中小企業合同研修等支援事業補助金	8,626,017	8,529,297	96,720
転職者向け滞在支援付き就業体験事業補助金	0	16,205	▲ 16,205
中小企業奨学金返済支援制度助成金	25,920,544	23,780,337	2,140,207
特例子会社･事業協同組合設立等助成金	6,465,097	101,607	6,363,490
受取市町補助金	(13,876,596)	(13,324,447)	(552,149)
法人会計運営補助金	7,835,000	7,885,000	▲ 50,000
中小企業奨学金返済支援制度助成金	6,041,596	5,439,447	602,149
受取補助金等振替額	144,000	288,000	▲ 144,000
雑収益	[998,344]	[671,827]	[326,517]
雑収益	998,344	671,827	326,517
経常収益計	208,266,337	219,273,062	▲ 11,006,725
（2）経常費用			
事業費	[203,544,464]	[215,376,437]	[▲ 11,831,973]
給料手当	77,321,527	86,825,092	▲ 9,503,565
通勤手当	4,890,889	5,664,437	▲ 773,548
福利厚生費	14,346,450	15,878,132	▲ 1,531,682
旅費交通費	1,004,526	643,975	360,551
通信運搬費	1,744,216	1,896,847	▲ 152,631
消耗品費	3,048,465	5,846,710	▲ 2,798,245
印刷製本費	2,491,953	3,101,043	▲ 609,090
賃借料	32,927,750	32,896,843	30,907
諸謝金	1,707,528	2,022,871	▲ 315,343
光熱水費	1,180,549	941,699	238,850
委託費	13,338,225	17,082,076	▲ 3,743,851
支払助成金	40,630,480	32,325,568	8,304,912
支払保険料	50,288	35,700	14,588
支払手数料	598,065	656,105	▲ 58,040
減価償却費	(144,000)	(288,000)	(▲ 144,000)
什器備品減価償却費	144,000	288,000	▲ 144,000
租税公課	8,106,518	9,271,331	▲ 1,164,813
雑費	13,035	8	13,027
管理費	[3,002,440]	[3,080,176]	[▲ 77,736]
給料手当	1,602,642	1,619,841	▲ 17,199
通勤手当	84,378	78,455	5,923
福利厚生費	225,811	219,179	6,632
旅費交通費	18,499	21,905	▲ 3,406
通信運搬費	57,896	58,786	▲ 890
消耗品費	21,504	69,772	▲ 48,268
印刷製本費	18,750	2,667	16,083
賃借料	463,728	449,264	14,464
諸謝金	18,725	0	18,725
光熱水費	28,750	24,821	3,929
委託費	61,096	84,393	▲ 23,297
支払負担金	130,000	130,000	0
支払手数料	86,584	100,759	▲ 14,175
租税公課	179,732	220,332	▲ 40,600
雑費	4,345	2	4,343
経常費用計	206,546,904	218,456,613	▲ 11,909,709
当期経常増減額	1,719,433	816,449	902,984
２．経常外増減の部			
（1）経常外収益			
受取補助金等	[144,000]	[0]	[144,000]
受取補助金等振替額	144,000	0	144,000
経常外収益計	144,000	0	144,000
（2）経常外費用			
固定資産除却損	[144,000]	[0]	[144,000]
什器備品除却損	144,000	0	144,000
経常外費用計	144,000	0	144,000
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,719,433	816,449	902,984
一般正味財産期首残高	35,858,078	35,041,629	816,449
一般正味財産期末残高	37,577,511	35,858,078	1,719,433
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	[▲ 288,000]	[▲ 288,000]	[0]
一般正味財産への振替額	▲ 288,000	▲ 288,000	0
当期指定正味財産増減額	▲ 288,000	▲ 288,000	0
指定正味財産期首残高	30,438,000	30,726,000	▲ 288,000
指定正味財産期末残高	30,150,000	30,438,000	▲ 288,000
Ⅲ　正味財産期末残高	67,727,511	66,296,078	1,431,433

令和５年度 地域雇用開発協会/雇用対策協議会 事務局長会議 開催

県内各地域で若年労働力の確保、中高齢者の雇用の安定等及び企業の雇用改善等に資する事業を推進している「地域雇用開発協会/雇用対策協議会（以下「地域協会」）」の事務局と「兵庫県雇用開発協会」の事務局が一堂に会し、また「兵庫労働局職業安定部」、「兵庫県産業労働部」にもご出席いただき、それぞれの事業の取組状況の発表・共有と活発な意見交換を行いました。

●日時：令和５年５月29日　14：00～
●場所：HDC神戸5F　HDCスタジオ
●出席メンバー（21名）

「地域雇用開発協会/雇用対策協議会」の事務局	９名
「兵庫労働局職業安定部」	１名
「兵庫県産業労働部」	２名
「兵庫県雇用開発協会」	９名

出席地域協会/協議会名
神戸雇用対策協議会、東神戸雇用対策協議会、　尼崎雇用対策協議会、西宮地区雇用対策協議会、明石地域雇用開発協会、北播磨雇用開発協会、姫路地域雇用開発協会、相生雇用開発協会、北但雇用開発協会

●挨拶

政辻専務理事
　ウクライナ情勢による経済活動への影響は当面続くと思われるが、新型コロナの５類移行による生産活動の活発化や個人消費の増加など明るい変化もみられ、５月の「月例経済報告」では「景気は緩やかに回復している」と基調判断を10ヶ月ぶりに上方修正している。
　雇用情勢は持ち直しの動きにやや弱さがみられるものの、改善が図られてきており、経済活動正常化に伴う中小企業の人手不足への対応が大きな課題である。

●議題

１）令和５年度主要施策についての説明

①兵庫労働局職業安定部職業対策課
　「兵庫労働局行政運営方針」　植村職業対策課長
②兵庫県産業労働部労政福祉課
　「兵庫県施策概要」　常陰就労対策官
③兵庫県雇用開発協会
　「年度方針及び各事業の説明」　橋本常務理事
　　木村所長

２）令和５年度における施策の説明及び各地域の取り組みについての発表と意見交換

　最初に兵庫労働局、兵庫県から平成５年度施策についての説明があり、労働局からは、雇用調整助成金の特例措置終了により今後は「人材開発支援助成金」等を活用した事業主支援とともに、障害者の法定雇用率引き上げに伴う雇用支援の強化等を図っていくとの説明がありました。
　県からは、雇用就業支援と人材の確保に関する幅広い施策について説明があり、当協会が運営する「兵庫型奨学金返済支援制度」の拡充内容についても説明がありました。
　当協会の事業計画等に続いて各地域協会から現況・取り組みについて発表があり、共通した状況として、コロナ禍で各種行事の中止やリモートによる実施等を余儀なくされたが、新型コロナの５類移行に伴い、従前の活動に戻していくとの発表がありました。また、雇用情勢の改善により、面接会等の参加者が集まりにくく、周知方法等の工夫が必要との意見がありました。
　質疑では、「就職で悩みを抱えている人への対応について」の質問があり、当協会の若者しごと倶楽部から「粘り強くカウンセリング等を行っており、50回以上の相談等を重ねて就職に至った例もある」との回答がありました。

トピックス

今年度の主な活動予定

令和４年６月１日現在の兵庫県の民間企業における障害者雇用率は、前年度より0.03ポイント上昇し2.28％でした。しかし、法定雇用率2.3％には達しておらず、法定雇用率達成企業割合は50.5％で、法定雇用率未達成企業は約半数となっています。

法定雇用率は令和６年４月に2.5％に、さらに令和８年７月に2.7％に引き上げられる予定であり、より一層の雇用推進が望まれます。

当協会では法定雇用率未達成の中小企業等への様々な支援を通じ、障害者雇用の拡大を促してまいります。

● 障がい者雇用フェスタひょうご2023 の開催が決定しました

障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者を顕彰し、また、障害者雇用の先進事例企業及び有識者の講演を実施しますので奮ってご参加ください。

開催日：令和５年９月15日（木）　13：00～16：00
場　所：神戸市産業振興センター3F　ハーバーホール
第１部　障害者雇用優良企業及び優良勤労障害者の表彰
第２部　雇用促進セミナー
テーマ：「戦力としての障害者雇用　～ 多能工化への飽くなき挑戦」
講　師：東光機材株式会社　代表取締役　藤田　高弘　氏
テーマ：「発達障害者への就労支援のヒントと理解の深め方
～当事者・保護者・支援者の視点から」
講　師：神戸市発達障害ピアカウンセラー、精神保健福祉士、社会福祉士
笹森　理絵　氏

● その他の行事、活動予定

障害者雇用促進セミナー 年３回を目途に地域ハローワークとも連携し、神戸、姫路、阪神各地区で開催予定	障害者雇用先進事例や適切な雇用管理についての講演を開催します
事業主ワークショップ 年３回を目途に兵庫障害者職業センターや地域ハローワークとも連携し、神戸、姫路、阪神各地区で開催予定	参加者が障害者雇用に関し自主的に意見交換できる小規模のワークショップを開催します
先進事例企業等見学会 開催日：７月５日（水）9：30～11：30 場　所：株式会社SRIウィズ	障害者雇用の先進事例である企業の見学会を開催します
企業訪問による職務開発の提案、雇用管理の助言等	障害者法定雇用率未達成の中小企業等を訪問し、雇用拡大に向けて課題の把握や職務開発の提案、雇用管理の助言等を実施します
特例子会社・事業協同組合設立助成金	特例子会社等の設立や雇用拡大の取組みに関して助成金を支給します
ひょうご障害者ワークフォーラム2023 開催日：11月14日（火）12：00～15：00(予定) 場　所：神戸国際展示場	就労を目指す障害者や保護者、学校等に障害者雇用を実施している企業や支援機関を紹介することを目的として、企業毎の紹介ブースや支援機関の相談・情報提供コーナーを設けたワークフォーラムを開催します

トピックス

ひょうご・しごと情報広場

「ひょうご応援企業」の登録企業募集中！

ひょうご・しごと情報広場では、兵庫で就職を目指す若者を積極的に採用する企業を「ひょうご応援企業」として登録いただき、合同企業説明会・合同就職面接会等への参加やホームページを用いた広報などで人材確保の支援を行っています。

この機会にぜひ登録をご検討ください。

支援内容

①兵庫県ホームページ、ひょうご・しごと情報広場ホームページ等を通じ、各登録企業の社屋や製品等の写真、企業のアピールポイントなどを広く紹介します。

②兵庫県主催の就職面接会・企業説明会や大学生インターンシップの案内等を優先して行います。

③人材確保に関する様々なセミナー情報をタイムリーにお知らせします。

＜直近の兵庫県合同企業説明会＞
3月9～10日（神戸クリスタルホール）
◇参加企業40社　◇参加学生等102名

ひょうご応援企業の登録は、「ひょうご・しごと情報広場HP」の登録画面からお願いします（応募要件は、HP掲載の「登録募集要項」でご確認ください）。

一般財団法人兵庫県雇用開発協会　〒650-0044　神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー12階
ひょうご・しごと情報広場「ひょうご応援企業」担当　TEL☎078-366-1433

若者しごと倶楽部（くらぶ）
ジョブカフェひょうご

「企業見学・魅力発見講座」にご協力いただける企業を募集しています

ひょうご・しごと情報広場の若者しごと倶楽部では、若年求職者（**概ね３９歳以下の方**）**や学生を**対象に、企業のセミナーと職場見学を通じて地元企業の理解を深めその魅力を再認識し、就職実現と人材確保支援につなげることを目的として、「企業見学・魅力発見講座」を開催しています。

この講座にご協力いただける企業を募集しています。関心をお持ちの場合はぜひお問い合わせください！

セミナー ＋ 職場見学 で人材確保を！

セミナー

- □採用担当者や先輩社員の講義
- □企業の概要説明
- □企業が求める人材像
- □若手社員等との意見交換　など

職場見学

- □工場・事業所などを見学
  - ⇒職場の雰囲気を体感
  - ⇒社員の働く姿に感動
  - ⇒新しい気づきを発見

お問い合わせは

ひょうご・しごと情報広場
若者しごと倶楽部　（ジョブカフェひょうご）
〒650-0044
神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー12 階
TEL　078－366－3731
＜利用時間＞10:00～19:00（土・日・祝　休み）

HP

紹介動画

トピックス

「キャリアセミナー」を行いました

4月21日（金）に甲子園短期大学にて、就職ガイダンスを行いました。

当協会では、若者の職業観の醸成を行うためのセミナーとして、就職活動に向けての心構えや今準備しておくこと等を内容とした講義を行っています。対象学生は現在、短大生、高校生、専門学校生です。

4月21日（金）に甲子園短期大学において、数十人の就職活動を行っている学生を対象に、社会人になる前に知っておくべきことについて、芸能プロダクションに所属しTV等に出演している田中智香子氏が講義を行ないました。

［主な講義内容］

- 第一印象が非常に重要で、初めの数秒で決まってしまう。それが好印象であれば人間関係が円滑になる。
- 第一印象の５大要素は、身だしなみ・態度・表情・声・言葉使いである。
- 挨拶には角度がある。会釈は15度、敬礼は30度、最敬礼は45度。
- 話し方にも注意し相手に好印象を与える。相槌はしっかりうち、クッション言葉を使いソフトな言い方をする。
- 自分の長所が見つからない場合は短所から長所を見つけだす（短所は長所の裏返し）。
- 日々の生活を意識することで自分の印象がぐんと良くなる。

約80分という時間でしたが、学生は講師の一言ひと言にメモを取るなど集中して聴かれており、貴重な時間を過ごしていただきました。

「企業出張セミナー」について

当協会では、高年齢者（概ね55歳以上）を雇用している企業に対し、当協会の雇用支援トータルアドバイザーによる、生涯設計に関する「出張企業セミナー」を行っています。内容は、「年金・健康保険・雇用保険・介護保険等の基礎知識」、「定年後の生活設計（不安に備えたマネープラン）」、「豊かなセカンドライフの実現へ」等のご希望のテーマで実施しています。

オンライン方式やハイブリッド方式（会場・オンライン併用）によるセミナーも実施しています。昨年度は４回行われ、１回当たりの参加人数は13名～52名で大変好評でした。

費用については、講師謝金と交通費（実費）をご負担いただきますが、謝金については下記のとおりです。

是非、福利厚生の一環として社内研修等の場でご利用ください。

【講師謝金】　・当協会 会 員 企 業：２万円（税別）／90分
　　非会員企業等：３万円（税別）／90分

○ 問合せ先：一般財団法人 兵庫県雇用開発協会　TEL 078-362-6583

トピックス

中小企業就業者確保支援事業について（兵庫型奨学金返済支援制度）

「兵庫型奨学金返済支援制度」は、兵庫県が人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため若手社員の奨学金返済を支援する中小企業へ補助する仕組みです。

今年度から企業への補助だけでなく、従業員個人への補助を含めた新しい支援制度になりました。

企業の年間支給額が年間返済額の2/3以上の場合は、従業員向け補助の対象となります。

例）　従業員の年間返済額が18万円の場合

企業の年間支給額12万円のケース　（年間返済額の３分の２以上）

年間返済額18万円	
12万円→６万円 （企業負担）	12万円（本人負担０円） ※企業負担６万円＋本人負担６万円の県補助

企業の年間支給額10万円のケース　（年間返済額の３分の２未満）

年間返済額18万円		
10万円→５万円 （企業負担）	５万円 （企業負担の県補助）	８万円（本人負担） ※企業の年間支給額が要件を満たさないので本人負担への補助なし

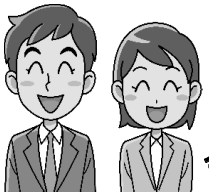

令和5年5月までの制度導入社数：　214社

（申請された企業名を当協会ホームページに掲載しております。）

昨年度実績　申請企業　146社　　対象従業員数　540人

今年度の状況　申請社数 31社　対象従業員数 76人（令和5年5月末現在）

この制度は今年で実質7年目になりますが、申請企業数・対象従業員数ともに増加してきております。

この制度を導入すると募集要項や求人票に記載でき、採用活動における企業のアピールポイントになります。

◆お問い合わせはこちらまで◆　まずはお気軽にご相談ください。

一般財団法人　兵庫県雇用開発協会
〒650-0025　　神戸市中央区相生町１－２－１　　東成ビル3階
連絡先 TEL：078-362-6583　　FAX:078-362-6613

人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く

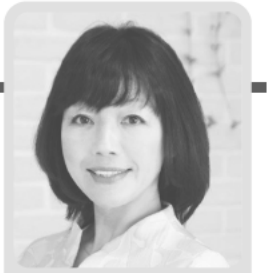

長谷川 まゆみ

トータルマネージメントオフィス代表／特定社会保険労務士／DCプランナー／ファイナンシャルプランナー／日本キャリア開発協会認定CDA

産後パパ育休とはどのような制度？

Q 妻が秋に出産を控えています。上司から「産後パパ育休」を取得してはどうかとすすめられていますが、どのような制度なのでしょうか？

A 男性の育児休業取得率向上を目的とし、昨年10月からスタートしました。以下、内容を解説いたします。

《解説》

2022年10月より出生時育児休業、通称「産後パパ育休」が創設されました。子が１歳（最長２歳）までの育児休業制度とは別に取得可能で、子の出生後８週間の間に、合計４週間（28日）までの取得が可能です。４週間を２回に分けて分割取得することも、４週間連続で取得することもできます。申出期限についても、原則として１か月前までとされている育児休業制度と異なり、休業の２週間前までと優遇されています。

この改正に伴い「パパ休暇」（子の出生後８週間以内に父親が育児休業を取得した場合に、再度、育児休業が取得可能となる休暇）は、2022年９月末をもって廃止となりました。

補足ですが、「パパ・ママ育休プラス」は、夫婦がともに育児休業を取得すると、育休期間を２か月延長できるという制度で、こちらは今回の改正後も存続します。

「産後パパ育休」どのような活用法がある？

例えば、妻の退院時に１回目の休業を取得し、いったん職場に復帰したのちに２回目の休業を取得できます。分割して取得する場合は、原則として１回目の休業を取得する際に、２回目の休業についても申し出る必要がありますが、会社が認める場合は都度の申し出でも問題ありません。

また通常の育児休業制度は休業中の就業が原則認められていませんが、「産後パパ育休」の場合は会社と従業員との間で合意した範囲内であれば休業中でも勤務することが可能です（注：就業可能日等には上限があります）。

「産後パパ育休」を取得した場合に利用できる制度

「産後パパ育休」を取得した休業中は、従来の育児休業制度と同様に一定の要件を満たした場合、育児休業給付金が受給できます。また社会保険料の免除の対象となります。ご参考まで、以下に主な要件をまとめておきます。

育児休業給付金の支給要件	休業期間中の就業日数が一定以下（休業が４週間の場合は10日以内・10日を超える場合は80時間以内、休業が４週間より短い場合はそれに比例した日数・時間数以内）
社会保険料の免除要件	その月の末日が育児休業中である場合に加えて、同一月内で育児休業を取得し、その日数が14日以上の場合も追加されました

～まとめ～

「産後パパ育休」や「育休の分割取得」などの活用は従業員側のメリットだけでなく、出産・育児を理由とする離職の防止や従業員満足度の向上など企業側にもメリットがあります。

従業員が1,000人を超える企業においては、2023年４月１日から、育児休業等の取得状況を年１回公表することが義務付けられるようになりました。制度の周知はもちろんのこと、制度を活用しやすい環境を整えていきましょう。

社会福祉法人いたみ杉の子　阪神北障害者就業・生活支援センター　米岡秋徳主任就業支援員に聞く

阪神北障害者就業・生活支援センターの活動について

インタビュアー：一般財団法人兵庫県雇用開発協会　常務理事　橋本一司

■阪神北障害者就業・生活支援センターについて教えてください。

「阪神北障害者就業・生活支援センター」は平成23年１月に社会福祉法人いたみ杉の子が国・県から受託して運営しております。

阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）にお住いの障がいのある方やその家族、障害者雇用に携わる企業、事業主の方を対象に支援をしております。職員は７名体制で障がいの種別を問わず「働きたい」という想いに寄り添い、ご相談を承っています。

なお、令和５年４月にセンターを伊丹市鴻池へ移設しました。伊丹スポーツセンターの近隣になります。

■阪神北障害者就業・生活支援センターの支援内容を教えてください。

１．就労相談

「これから就活を始めたい」「自分にはどんな仕事が出来るだろうか」「なかなか採用されなくて困っている」などの相談を承っています。

まずは、面談で働くにあたってどんなことに困っているのかについてお伺いします。その中でご本人の就労経験やこれまでの生活、利用されている機関についてもお伺いし、これまでのことを振り返っていきます。振り返りの中でご本人の適性や特性を一緒に整理することで、これからの働き方を考えるお手伝いをいたします。

２．職業準備・就活支援

応募をする際の手続きの支援、履歴書作成の支援、面接練習といった就職活動にあたっての助言を行っています。また、不安であればハローワークや面接場面への同行もいたします。すぐに働くことに不安がある方、生活面に不安がある方、自身の適性を知りたい方へは必要に応じて職業センターや就労移行支援事業所といった機関の紹介も行っています。

また、職場実習の支援も実施しています。実際の職場で実習することで働くイメージを作り不安の解消へと繋げています。実習中もセンターのスタッフが同行し、仕事に関する助言や実習先社員とのコミュニケーションを図れるよう支援しています。

３．定着支援・アフターフォロー

「職場で同じことを何回も注意される」「人間関係に悩んでいる」「今の仕事を続けられるか不安」など、採用後のことに関する相談も承っています。こうした相談にはセンターに来所いただいての面談に加え、職場や家庭への訪問で近況や悩みごとをお話いただく機会を設け、その他の生活場面への支援として必要に応じた各種支援機関やサービスについての情報提供も行っています。

また、在職者交流会「はたらき隊」を２～３ヶ月に１回程度開催しており、在職者同士で仕事のことや趣味のことなどの話ができる交流の場を設けています。

４．企業への支援

「これから障害者雇用をしていきたいがどうしたらいいのかわからない」「現在、障害者を雇用しているが困りごとがある」など、企業の相談にも対応しています。

センターではこうした相談に対して、ハローワークと連携し利用できる制度や障害者職業センター等の機関をはじめとした必要な情報の提供、実習生の受け入れをお手伝いするといったマッチング支援、それぞれの特性や事情に合致した仕事の提案、障がいのある方への具体的なアプローチに関する助言などを行っています。

■働きたいという想いを支援するためにセンターが大切にしていることを聞かせてください。

就労や生活を長く安定的に続けていけることを支援の大きな目的としています。そのためには、個々が抱えるケースに向き合うことによってそれぞれに合致したサポート方法を見つけていくことが肝要になると考えています。中にはその時の状況を整理することや、ご本人の自己決定を促すことに時間をかけるケースもあります。

個々のケースと向き合う際に重要視しているものとして『自己決定の尊重』があります。ご本人の力で、自分の思うような「働きたい」を実現する方法を見つけることができる、もしくは選ぶことができるようなサポートを心がけています。

また、こうしたサポートをするにあたって関係機関とのネットワークの構築と活用も重要視しています。ご本人の現状について知るという点でも多角的にアプローチすることでより正確な情報を得ることができますし、その後具体的な支援に移るにあたっても実行できる支援の手立てが多ければ、よりご本人に合致したサポート体制を構築できると考えています。

さらに、圏域内の就労支援センターだけではなく、福祉事業所や一般企業にも参加いただき、圏域内での連携や支援力向上のための研修や会議を開催しています。

今後も多くの方々と関係を構築し、働くことへの支援を進めていきたいと考えております。当事者の方はもとより、企業からのご相談等も随時受け付けておりますので、お気軽にご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

社会福祉法人いたみ杉の子
阪神北障害者就業・生活支援センター
〒664-0006 兵庫県伊丹市鴻池1-10-15
TEL：072-770-8664
FAX：072-777-5556
H　P：http://www.itamisuginoko.or.jp/service/center/
利用時間：9:00～17:30（土・日・祝、年末年始を除く）

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 能力開発部長兼職業能力開発施設所長・あけぼのの家所長が思う 「知的障害者への就労支援①」

1　社会参加活動について

皆さんは「なぜ働くのですか」と質問されたらどう答えますか？大人になったら働くのは当たり前という考えもあるでしょうし、お金を稼いで一人暮らしをするため、或いは欲しいものを買いたいからと答える方もおられると思います。お金を稼ぐために働くとしながらも、いざ働き始めたら仕事する理由はお金だけではないと気付くことも多いですよね。

仲間との共同作業や自分で手がけた仕事が形になっていくことや、仕事をすることで誰かに喜んで貰うことがあれば、自分も人の役に立てたと嬉しくなり、人から期待されていると感じ、仕事をするやり甲斐を実感することもあるでしょう。

他にも、任された仕事が難しい仕事でどうすればよいか分からず、自らの力不足を嘆いたり落ち込んだりしながらも、上司や先輩に相談し、自分なりに一生懸命考え試行錯誤を重ね、ようやく一つの仕事を完結させた時には、我ながらよく頑張ったと褒めたくもなります。

働くことは生計の維持にとどまらず、社会の一員としての役割を担うことや個人の力を高めるなど、その意味合いや目的に違いはあっても、多くの方々にとって大切な社会参加活動の機会です。この社会参加活動は、規模の大小はあれども皆に等しく与えられている活動機会であるはずです。しかし、実は「皆に等しくない」ことに気付かされます。働くことは当たり前の社会参加活動であるはずなのに、障害のある方々が当たり前に働こうとした時、たちまち社会の一般の常識や無理解から活動を阻まれることがあるのです。

2　障害特性と困りごとについて

知的に障害のある方々は、どんな特性がありどんな困りごとを抱えているのでしょうか。

（Ａさんの場合）Ａさんに、将来はどこでどんな仕事をしたいですか？と尋ねてみても明確な答えが返ってきません。何故ならＡさんは社会経験が乏しく、世の中にどんな仕事があり自分にどんな仕事が出来るのか、どんな仕事を好み何が苦手なのかといった自分自身の事がよく分からない上に、自身の考えや思っていることを相手に上手く伝えることも苦手だからです。

社会経験が乏しい上に、自分の事を知る力や自分の思いを相手に伝える力の乏しさという特性があり、仕事をしようとした際には自己判断や意思表示の面で困りごとを抱えることになりました。

（Bさんの場合）Bさんはとても真面目な方で、任された仕事は一生懸命に取り組もうとされますが、言葉の理解や記憶力に不安があります。新しい仕事を担当する時などに上司や先輩から仕事の進め方の説明を受けるのですが、よく分からなくても笑顔で「はい！」と返事してしまうため、ミスした際に周りから「理解できていると思っていたのに・・・」ということになります。

先輩の説明を聞きながら、分からないところがないか尋ねられても、体系的に物事を捉えるのが苦手なBさんには、語彙の乏しさも相まって、何を尋ねられているのかが分からずに「分からないところが分からない」という状況に陥ることもしばしばあります。そればかりか、話している最中に相手に伝えたいことを忘れ

てしまうことも珍しくありません。

Bさんにとって、物事を順序立てて覚えることや使い慣れない言葉の理解など、知的な部分の特性が仕事する上での困りごとに繋がっていました。

（Cさんの場合）Cさんは、スマホの操作は出来ますが、仕事の用語や手順の記憶が苦手です。簡単な足し算や引き算はなんとか出来るのですが、文章問題になると頭を抱えて固まってしまいます。会話については非常に饒舌で、スマホもLINEにGoogle、YouTube等、難なく操作されます。また、ご自身の好きなテレビ番組の話しなどは面白おかしく話されますが、仕事をする上での指示理解という点では、聞き慣れない単語を理解するのが難しい上、それらを記憶して動作に落とし込むことの苦手さを感じていました。

Cさんの普段の行動や会話の様子を見ていると、一つ一つを理解する力は乏しくとも、生活を楽しむ或いは潤いのあるものにするための生活力が身についているため、これぐらいのことは理解できるだろうと周りから思いのほか高く評価されてしまい、実際には十分理解できていないことが多く失敗に繋がることも珍しくありません。これも特性の一つと言えるでしょう。

いかがでしょうか？この３名の方々の特性や困りごとについて記載しましたが、彼らは自分のことを人に伝えるのが苦手だったり、仕事を教えてもらっても一度や二度で覚えるのが苦手だったり、同じ手順の仕事でも、場面や環境が変わればはじめて取り組む仕事と同じように認識してしまうような一面があったりもします。彼らの特性や困りごとについては、人それぞれ差違はあれども、共通しているのは自身の努力だけではクリアしにくいということです。

３　福祉サービス等の活用について

私の所属するあけぼのの家は、障害のある方々の「働きたい、働き続けたい」との思いを支援すべく、障害のある方々に働く場を提供する事業と、将来は就職して働きたい、或いは働き続けるための力を身につけたいという方にトレーニングの機会を提供する、更には就職後の職場定着を円滑にするための事業を運営しています。

当施設をご利用いただいている方は、身体に障害のある方から、精神に障害のある方、発達障害の診断を受けた方まで様々ですが、最も多いのが知的に障害のある方々です。知的に障害がある方々が当たり前の「社会参加活動」を営もうとする時に、様々な福祉サービスや公的サービスを活用して、障壁やハードルを乗り越えようと努力されます。次号では、その様子を紹介すべく、あけぼのの家が行う就職に向けたトレーニングの内容や、兵庫県が独自に設置する職業能力開発施設等についてご紹介させていただきます。

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団　総合リハビリテーションセンター
能力開発部長兼職業能力開発施設所長・あけぼのの家所長

今 中　隆 洋

※兵庫県障害者就業支援ネットワーク会議 事務局
※社会福祉士
特別養護老人ホームで３年間ケアワーカーを努めた後、知的障害者施設の支援員として始めて障害のある方々の就労支援に携わり、気づけばもうすぐ30年。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。
この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和６年４月以降）

	令和５年度	令和６年４月	令和８年７月
民間企業の法定雇用率	２.３％ ⇒	２.５％ ⇒	２.７％
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年６月１日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point ② 除外率が引き下げられます。（令和７年４月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和７年４月１日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	５％
・建設業　・鉄鋼業　・道路貨物運送業　・郵便業（信書便事業を含む）	１０％
・港湾運送業　・警備業	１５％
・鉄道業　・医療業　・高等教育機関　・介護老人保健施設　・介護医療院	２０％
・林業（狩猟業を除く）	２５％
・金属鉱業　・児童福祉事業	３０％
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	３５％
・石炭・亜炭鉱業	４０％
・道路旅客運送業　・小学校	４５％
・幼稚園　・幼保連携型認定こども園	５０％
・船員等による船舶運航等の事業	７０％

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point ③ 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和５年４月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、１カウントとして算定できるようになります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和６年４月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point ④ 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。（令和６年４月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和６年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和７年４月１日から同年５月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
②令和８年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和９年４月１日から同年５月17日までの間）
令和８年６月以前については2.5%、
令和８年７月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf

Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和５年度は2.6%、令和６年４月1日から2.8%、令和８年７月１日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和５年度は2.5%、令和６年４月1日から2.7%、令和８年７月１日から2.9%となります。

人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和５年４月１日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。
このリーフレットでは、令和５年４月１日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1　訓練コース統合

① 特定訓練コース
（正規雇用労働者向け）
- 労働生産性向上訓練
- 若年人材育成訓練
- 熟練技能育成・承継訓練
- 認定実習併用職業訓練

② 一般訓練コース
（正規雇用労働者向け）
- ①特定訓練コースに該当しない訓練

③ 特別育成訓練コース
（有期契約労働者等向け）
- 一般職業訓練
- 有期実習型訓練

統合

人材育成支援コース

- **人材育成訓練**
  職務に関連した知識や技能を習得させるための**OFF-JTを10時間以上**行った場合に助成
- **認定実習併用職業訓練**
  中核人材を育てるために実施する**OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練**を行った場合に助成
- **有期実習型訓練**
  有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施する**OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練**を行った場合に助成

○ 有期実習型訓練を除き、**雇用形態を問わず**訓練の受講が可能となりました。
○ OFF-JTの最低訓練時間は**10時間以上**に統一されました。
○ 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

2　人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

○ 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、**有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者**としました。
○ 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、**マナビDX（※）に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル４又は３に区分される講座を追加**しました。
（※）経済産業省と（独）情報処理推進機構（IPA）により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX：https://manabi-dx.ipa.go.jp/

3　計画届の提出方法の変更（各コース共通）

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めているコースがありましたが、令和５年度より、**訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届（様式第１－１号）」を提出する**方法に変更しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。
その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク

LL050401開企01

事業主の皆さまへ

役に立つ最近の雇用情勢

○都道府県別有効求人倍率：季節調整値

2023年４月　全国平均1.32倍

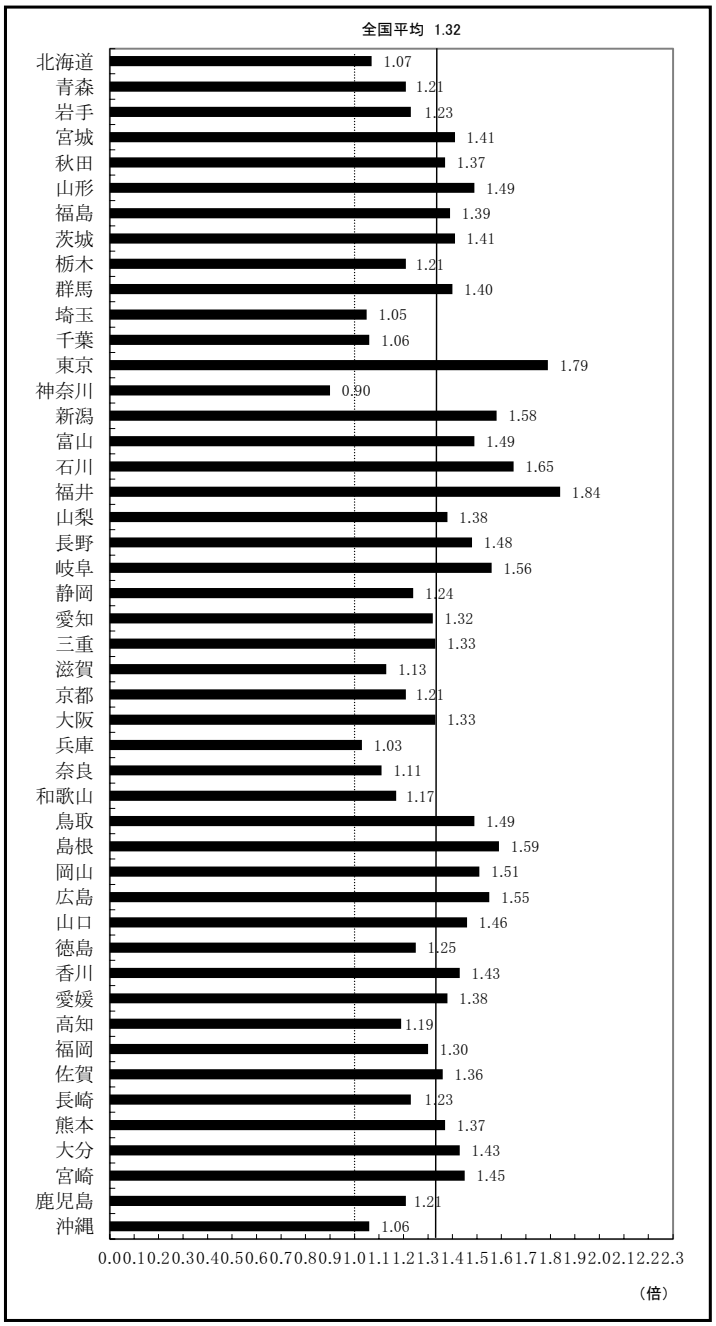

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）新規学卒を除きパートタイムを含む

○地域別有効求人倍率（兵庫県）

	2年度	3年度	4年度	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4
神　戸	1.07 ▲0.44	0.92 ▲0.15	1.00 0.08	1.07 0.20	1.14 0.21	1.11 0.15	1.08 0.11	1.03 0.09	0.96 0.09
阪　神	0.84 ▲0.38	0.80 ▲0.04	0.88 0.08	0.91 0.07	0.98 0.11	0.99 0.12	0.98 0.09	0.94 0.07	0.85 0.06
東播磨	0.76 ▲0.33	0.83 0.07	0.90 0.07	0.95 0.08	1.00 0.12	0.99 0.05	0.95 0.03	0.91 0.00	0.80 ▲0.02
西播磨	1.11 ▲0.41	1.15 0.04	1.29 0.14	1.41 0.23	1.45 0.21	1.46 0.21	1.41 0.13	1.33 0.09	1.26 0.10
但　馬	1.21 ▲0.39	1.37 0.16	1.53 0.16	1.74 0.32	1.62 0.04	1.55 ▲0.03	1.40 ▲0.24	1.39 ▲0.15	1.26 ▲0.18
丹　波	0.95 ▲0.60	1.09 0.14	1.19 0.10	1.21 0.08	1.37 0.23	1.42 0.15	1.21 ▲0.05	1.13 0.00	0.92 ▲0.18
淡　路	1.55 ▲0.64	1.73 0.18	1.94 0.21	2.07 0.30	2.15 0.27	2.04 0.16	2.02 0.11	1.96 0.17	1.79 0.12

（注１）パートタイムを含む全数で原数値、下段は前年度(前年同月)差
（注２）令和3年9月以降については、「オンライン登録者数」を含む数値により算出。

○職種別新規求人倍率（兵庫県）

	2年度	3年度	4年度	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4
専門･技術	2.28 ▲0.29	2.40 0.12	2.59 0.19	3.25 0.68	3.50 0.30	2.51 0.14	2.44 0.09	2.52 0.21	1.65 0.01
事　務	0.46 ▲0.10	0.53 0.07	0.61 0.08	0.77 0.22	0.80 0.11	0.69 0.08	0.60 0.02	0.56 0.03	0.41 0.00
販　売	1.86 ▲0.57	2.00 0.14	2.38 0.38	2.84 0.94	3.39 0.87	2.03 ▲0.10	2.07 ▲0.04	2.50 0.52	1.93 0.05
サービス	2.37 ▲0.69	2.73 0.36	3.22 0.49	3.87 0.73	4.23 0.63	3.07 0.16	2.68 0.02	2.66 0.00	2.70 ▲0.13
保　安	7.21 ▲0.56	7.47 0.26	8.04 0.57	7.88 ▲0.86	12.51 1.90	8.86 ▲0.32	8.03 1.96	6.41 0.74	7.61 0.87
生産工程	2.11 ▲0.43	2.84 0.73	3.11 0.27	3.58 0.57	3.59 ▲0.06	2.91 ▲0.22	3.05 ▲0.12	2.69 ▲0.21	2.45 ▲0.18
輸送･機械運転	2.03 ▲0.65	2.08 0.05	2.39 0.31	2.52 0.33	2.86 0.30	2.41 0.26	2.35 ▲0.31	2.12 0.11	2.28 0.25
建設･採掘	8.55 ▲0.60	8.76 0.21	8.84 0.08	9.19 0.27	8.80 ▲2.85	8.65 ▲1.36	8.98 1.44	7.70 ▲1.13	7.88 ▲0.43
運搬･清掃 ・包装等	0.93 0.09	1.15 0.22	1.24 0.09	1.29 ▲0.05	1.54 0.12	1.28 0.07	1.38 ▲0.01	1.16 0.02	0.99 ▲0.16

（注１）パートタイム、臨時・季節を除く原数値、単位：倍、下段は前年度(前年同月)差
（注２）令和3年9月以降については、「オンライン登録者数」を含む数値により算出。
（注３）職種別分類は、平成23年改定(平成24年4月～)の職業分類による。但し、令和5年4月から平成21年改訂日本標準職業分類による。

兵庫県内地域協会/協議会７月～９月予定表

７月予定

（開催日時順に掲載）

協会／協議会名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員	テーマ
丹波雇用開発協会	７月	研修会	13:00～18:00	丹波市商工会会議室	20名	リーダー養成研修（フォローアップ研修）
加古川公共職業安定所管内雇用対策協議会	７月19日	面接相談会	13:00～16:00	加古川プラザホテル	－	JOBフェアin播磨2023
尼崎雇用対策協議会	７月26日	セミナー・見学会	14:00～16:30	ロボットテクニカルセンター	40名	高校生ロボットセミナー・見学会
尼崎雇用対策協議会	７月28日	面接会	午後	尼崎市中小企業センター１階	－	尼崎市若年者就職面接会（仮称）

８月予定

（開催日時順に掲載）

協会／協議会名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員	テーマ
尼崎雇用対策協議会	８月29日	発表会	14:00～16:00	尼崎商工会議所ビル７階702室	70名	高校生ロボットセミナー発表会

９月予定

（開催日時順に掲載）

協会／協議会名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員	テーマ
三木地域雇用開発協会	９月上旬	面接会	未定	メッセ三木	－	合同就職面接会
北但雇用開発協会	９月５日	研修会	13:00～17:00	豊岡商工会議所会議室	30名	新入社員フォローアップ研修
明石地域雇用開発協会	９月21日	セミナー	13;30～16:00	明石商工会議所６階集会室	30名	多様な働き方応援セミナー

兵庫県雇用開発協会７月～９月予定表

◎障害者雇用拡大支援事業

イベント名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員
障害者雇用促進セミナー（神戸・明石地区）	８月	セミナー	午後	未定	30名
障がい者雇用フェスタひょうご2023	９月15日	表彰式・セミナー	13:00～16:00	ハーバーホール	200名
障害者雇用促進セミナー（西はりま地区）	９月27日	セミナー	午前	未定	30名

◎中小企業合同研修等支援事業

イベント名	開催日	区　分	時　間	場　所	定員
兵庫県合同就職面接会	７月４日	就職面接会	13:00～16:30	神戸ポートピアホテル	—
モチベーションアップセミナー	７月６日	若手向けセミナー	9:30～16:30	オンライン	20名
モチベーションアップセミナー	９月21日	管理職向けセミナー	10:00～16:45	オンライン	20名

編集後記

夜空に美しい天の川がかかる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

ビジネスでお菓子などの手土産を持参するとき、店で「熨斗(のし)はどうしますか」と聞かれ、無地熨斗を選ぶことが多いと思います。

熨斗は「熨斗鮑(あわび)」の略で、鮑を薄く長くはぎ、引き伸ばして乾かしたものです。古来、鮑はとても貴重で神事のお供え物として用いられ、乾燥した鮑は栄養価が高く長持ちすることから、保存食として不老長寿の印と重宝されていました。鮑以外のものが贈答品に用いられるようになっても、その名残として現在の小さな熨斗に変化したと考えられています。

熨斗は一般の贈答と慶事にのみ使われ、弔事には使用しません。魚介類、肉、鰹節、塩干物などを贈るときにも、本来は使われません。病気や災害見舞いには、慶事ではないので付けません。

なお、熨斗と水引が印刷された掛け紙を熨斗紙と呼び、現代では贈る目的を書くことが多くなっています。例えば「御祝」「御挨拶」「松の葉」(松の葉が細いのでちょっとした気持ちの意味です)や「感謝」「お詫び」などです。

兵庫県雇用開発協会では、中小企業の人材確保支援や若年者・中高年齢者・障害者の就業支援を行っています。これからも一人でも多くの方の雇用に結びつけることができるよう各活動に積極的に取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。　(Y)

雇用開発ひょうご　第164号

編集・発行人　政　辻　孝　克

令和５年７月発行

発行所　一般財団法人兵庫県雇用開発協会

〒650-0025　神戸市中央区相生町1-2-1

東成ビル３階

電話 078-362-6583　FAX 078-362-6613

https://www.hyogo-koyokaihatsu.or.jp

暑中お見舞い申し上げます

北播磨雇用開発協会
会長　藤　本　武　彦

姫路地域雇用開発協会
会長　梶　原　敏　樹

龍野地域雇用開発協会
会長　頃　安　雅　樹

相生雇用開発協会
会長　田　口　晴　喜

北但雇用開発協会
会長　岡　本　慎　二

南但雇用開発協会
会長　野　村　宏　樹

丹波雇用開発協会
会長　足　立　喜　信

淡路地域雇用開発協会
会長　三　津　久　直

神戸雇用対策協議会
会長　福　田　恵　介

東神戸雇用対策協議会
会長　磯　野　健　治

尼崎雇用対策協議会
会長　中　島　大　介

西宮地区雇用対策協議会
会長　池　上　哲　治

伊丹地区雇用対策協議会
会長　金　井　宏　実

明石地域雇用開発協会
理事長　柴　田　充　喜

加古川公共職業安定所管内
雇用対策協議会
会長　釜　谷　和　明

三木地域雇用開発協会
理事長　廣　田　篤　生

人材確保・再就職・出向をサポート

約５００人のコンサルタントが全国対応。利用料・紹介料無料

産業雇用安定センターとは
人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で様々な
人材マッチングを支援している公的機関です。

約24万人の実績

サービスのラインナップ

1 人材確保・再就職の人材マッチング

専門性の高い人材を
雇いたい、人材を確保したい

マッチング

事業の整理・縮小を
検討している

2 キャリア人材バンク

能力・技術を有する
高齢者の雇用を検討

マッチング

６６歳以降もまだまだ
働きたい

3 人材育成・企業間交流のための出向支援

新規分野開拓のために
経験者を受け入れたい

マッチング

他企業での就業経験に
より従業員の能力・技術
向上を図りたい

4 セミナー事業（有料）

- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナー　など

公益財団法人
産業雇用安定センター 兵庫事務所

ご利用時間 9:00～17:00
（土・日・祝日を除く）

〒650-0022 神戸市中央区元町通6-1-8 東栄ビル1階

TEL 078-366-4252 FAX 078-366-1080

産業雇用 検索